

簡易型デジタル無線機 取扱要領（簡易版）

1 チャンネルの指定

災 害 種 別	チャンネル
(1) 火災（テスト通信含む）	21
(2) 水防・地震等の自然災害	22
(3) 山岳救助・捜索活動	23
(4) 必要に応じて指揮本部等が指定するチャンネル	

（注意1） 使用後は21チャンネルで電源を切ること。

（注意2） 15チャンネルは呼出専用のため使用しないこと。

チャンネルの設定は、▲ ▼ で設定することができる（車載・携帯共通）

2 交信要領

次の例によるものとする。

<例1> テスト通信

（東支団1から呼出） 東支団1から東支団2 どうぞ

（東支団2が応答） 東支団2です東支団1 どうぞ

（東支団1が内容送信） 東支団1のメリット送れ どうぞ

（東支団2が返信応答） 東支団1のメリット5 東支団2のメリット送れ どうぞ

（東支団1が返信応答） 東支団2のメリット5 以上でテスト通信を終了する

<例2> 火災運用

大町第1線筒先から大町ポンプ車 どうぞ

大町ポンプ車です大町第1線筒先 どうぞ

放水はじめ どうぞ

大町ポンプ車 了解

西条太郎から西条分団長 どうぞ

西条分団長です西条太郎 どうぞ

資機材を撤収してもよろしいか どうぞ

撤収しても構わない どうぞ

西条太郎 了解

（参考） 識別信号（呼出名称）が付与されていないため、例のように固有名詞（氏名など）の使用が可能である。

3 交信上の注意

接続までに約1秒の時間を要する。よって、頭切れが生じるため、送信ボタンを押して一呼吸おいて通話を行うこと。